

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 11 月 7 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 58 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり なかじま和代
欠 員	2 人
職務のため 出席した者 の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和 7 年第 4 回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

＜説明：総務部長、行政課長、財政課長＞

- ・ 議案第 56 号～第 69 号

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

イ 会期日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 11 月 25 日から 12 月 15 日までの 21 日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
：11 月 28 日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会
：12 月 1 日
- ・ 予算決算委員会：11 月 26 日、12 月 9 日

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

＜異議なし＞

ウ 議事日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 第1号 会議録署名議員の指名（にしだ亮太議員、岡崎つよし議員）
会期の決定
諸般の報告
議案第56号から議案第69号まで（上程、説明）
- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑
議案第56号から議案第69号まで（議案質疑、委員会付託）
- ・ 第3号～第5号 一般質問（個人質問）
- ・ 第6号 議案第56号から議案第69号まで（委員長報告、質疑、討論採決）

(委員長) 資料のと通りの議事日程でよいか。

＜異議なし＞

エ その他

＜説明：事務局＞

- ・ 委員会付託議案
総務くらし建設委員会 条例1件
教育福祉委員会 条例5件、その他2件
予算決算委員会 予算6件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

(2) 期末手当について

(事務局) 現在国において審議中であるが、人事院勧告に準じて議員の期末手当を引き上げる場合は、条例改正の議案を提出することになる。勧告の内容は、期末手当の年間0.05月分の引き上げである。令和7年12月の期末手当は0.05月分の引き上げ、令和8年度以降は6月と12月の期末手当それぞれ0.025月分の引き上げとなる。国の閣議決定の時期によっては、3月定例会での議案提出になる。

(委員長) 人事院勧告に準じて引き上げることでよいか。

＜異議なし＞

(事務局) 議案の提出に向けて準備を進める。

(委員長) 議題(3)に入る前に、報告事項が2点ある。

- ・ 市議会の防災訓練について

(議長) 11月26日の本会議終了後に実施予定である。25日の本会議の終了後に訓練内容について説明する。

- ・ 会派控室の利用時間の拡大について

(事務局) 平日の時間外及び土日祝日の使用について、財政課営繕管財係に照会をかけており、回答待ちの状況である。

(大島委員) いつ頃回答がもらえるのか。

(事務局) まだ決まっていない。庁舎管理の観点から問題点を洗い出してもらっているところであり、改めて協議することになっている。

(大島委員) 前回の委員会で、平日は夜 9 時まで、日曜日は夕方 5 時まで公民館が開いているので、開館時間中は会派控室を使用可能とすることを決め、執行部にその旨を伝えて了解を得たと認識していた。今日から使えるようになると思っていたのに、どういうことか。

(事務局) 前回の委員会では、市議会の要望として、平日・土曜日は午後 9 時まで、日曜日・祝日は午後 5 時まで、公民館の開館時間中は会派控室を使用できるようにしたいということを確認した。庁舎管理担当の財政課に、この要望に問題点があるか、許可できるかを申し入れしている段階であり、近々協議に入る予定である。

(大島委員) 前回の委員会は 9 月である。なぜこんなに時間がかかっているのか。執行部の対応として、不親切である。

(事務局) 事務局側の打診が遅かったこともある。申し訳ない。

(わたなべ委員外議員)

事務局不在の時間帯に使用することになるので、セキュリティ関係等、慎重な対応も必要である。

(議長) 早急に調整をお願いしたい。

(委員長) 進展があり次第、事務局から報告願う。

<休憩：午前 10 時 50 分>

<再開：午前 11 時 00 分>

(3) 市議会申合せ事項及び運営上の先例集の改正について

(委員長) これまで本委員会や全員打合せ会等で出された意見を参考に、私と副委員長で改正案を作成した。

まずは、「議会運営委員会に関する申合せ事項」について各会派の意見を伺う。

(公明党・ながくて・みらい)

案のとおりでよい。

(翼) 基本的には案のとおりでよい。

2(2)に「会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。」とある。「資格を失う」という表現が欠格事由を表すのであれば、自動失職の形になり辞職届の提出は不要になると思うが、どのような運用とするか。

2(3)の「会派に所属しない議員については、代表 1 人が委員外議員として出席する。」については、「出席させることができる」という表現にした方がよい。

2(4)の中の「議員実数の3分の1以上」という表現は、人数によって割り切れない場合があるので、5人とか6人など具体的な数字を定めた方がよい。また、最後の「(会派に所属しない議員の人数、議員実数ともに議長は除く)」については、3の議長の項目にまとめた方が分かりやすい。

4の「副議長は委員外議員として出席する。」については、副議長に議会運営委員会への出席義務を課すわけではないという意味合いで定めるならば、「出席することができる」とした方がよい。

(香流) 2(1)「原則として会派に所属する議員で構成するものとし、」の部分は、会派に所属しない議員は議会運営委員にはなれないと明文化することになり、問題である。私は、会派に所属しない議員でも、本市議会の議員であれば議会運営委員になれると思っている。現状の申合せの文章「委員の数は、各会派の所属議員数に概ね比例して選出するものとする。」のままの方がよい。

2(2)については会派「翼」と同じような意見である。

2(4)については、「3分の1以上」という数字の根拠が分からない。また、「会派代表者会議において決定する」とあるが、会派代表者会議には会派に所属しない議員は出席していない。私自身は、会派に所属しない議員も会派代表者会議に出席した方がよいと思っているが、現状のとおり会派の代表者のみ出席する会議体とするならば、議事録を作成して会議の内容が共有される仕組みが必要である。その仕組みがないまま、会派代表者会議を「調整の場」ではなく「決定の場」とするのは行き過ぎた表現だと考える。

(わたなべ委員外議員)

会派に所属しない議員が出席しない会議で協議されたことについても、同じ議会で仕事をする上で、情報の共有は重要なことなのでお願いしたい。

(委員長) 2(1)から順に整理していく。2(1)について、意見の補足等はあるか。

(副委員長) 会派「香流」の意見のように、決して会派に所属しない議員を議会運営委員会から排除するという意味合いでの改正案ではない。会派代表者会議で、各会派の人数に応じた委員数を協議した結果、会派に所属しない議員も委員とすることに決定すれば、委員に選任される。会派制を取っている以上、原則としては会派に所属する議員で構成し、会派に所属しない議員を委員とするかは、会派代表者会議の場で諮って決めるという意図で作成した案である。

(なかじま委員)

本市議会の議会基本条例には、志を同じくする議員で集まって会派を組むことができる旨が規定されており、会派制を敷いていることは間違いないが、「原則として会派に所属しない議員は議会運営委員会の構成員ではない」ことを明記し、資格を制限するのには非常に抵抗がある。

(委員長) 「原則として会派に所属する議員で構成するものとし、」の部分は不要と考えるか。もしくは改正文の代案があるか。

(なかじま委員)

不要である。現状の申合せの文章のままでよく、改正の必要はない。この2

(1)の文言が、(3)や(4)の内容につながっていると思うが、議員として当選すれば一人一人が議員として活動できるのであり、「会派に所属しない議員は議会運営委員になれない」と申合せに明記すること自体、法的に問題があるのではないかというくらいの危機感を持っている。明記するべきではない。

(副委員長) 現状の申合せの文章「委員の数は、各会派の所属議員数に概ね比例して選出するものとする。」でも「各会派の所属議員」とうたっているわけであり、結果的には同じだと思う。

(木村委員) 議会運営委員の人数は定数があって限られており、その限られた人数の中で、会派の意見を持って出席するという大きな役割がある。会派に所属しない議員の意見は、当人一人の意見である。やはり、原則として会派に所属する議員で構成する形がよく、改正案のとおり表現でよいと考える。

(大島委員) 会派に所属しない議員も、2(3)で委員外議員として出席できるようになっているので、排除はしていない。改正案のとおりでよい。

(委員長) 2(1)については、改正案のとおりとしてよいか。

(わたなべ委員外議員)

委員外議員として出席し、発言する機会が与えられるようにしていただくことは強調しておきたい。

(なかじま委員)

多数決により改正案のとおりとされようとしているところだが、「原則として会派に所属する議員で構成する」と明記することは、会派に所属しない議員の活動を制限する内容になるので、私は賛成できない。

(大島委員) これまでも、議会運営委員は会派に所属する議員から選出してきており、運用が変わるわけではない。ただ、今年5月の議会人事の直後に、現状の申合せについての解釈に、一部の議員で相違が生じた。現任期の初めての議会運営委員会で、わたなべ議員が「会派に所属しない議員の代表」として委員外議員での出席を認められたが、その時に議事進行をした当時の委員長は、委員会の前の週に会派を解散して会派に所属しない議員になっていたにも関わらず、委員会が終わるまでそのことには何も触れなかった。同じような問題が起こらないように、正副委員長で明確な文言に整理してくださったのが改正案である。私は改正案のとおりでよいと思う。

(なかじま委員)

これまで、会派に所属しない議員が議会運営委員に選出されたことは何度もあり、議員全体から選出するという運用であった。会派に所属しない議員になった途端、委員の資格を剥奪するようなことは初めてであり、改正案には反対である。

(大島委員) (1)の内容を(2)から(4)でフォローしている。2全体で考えればよいのではないか。

(なかじま委員)

(2)の「会派を解散・脱会したら委員の資格を失う」という文言もおかしく、

(3)の「会派に所属しない議員は、採決に加わらない委員外議員としての出席」が前提とされているのもおかしく、(4)の「3分の1」の根拠も分からない。そもそも(1)で「会派に所属しない議員は委員になれない」と最初に明記すること自体に、法的にも問題があるのではないかと強く危惧している。

(大島委員) 議会の運営については法に定められたルールがないから、本市議会のルールとして申合せを作っているのであり、法的根拠とか、法的に問題があるというなら、どの法を想定して言っているのか教えてほしい。

(なかじま委員)

法にルールがないからといって、全ての議員一人一人に同じ権利があるべきなのに、それを制限するルールを作ることには問題があると言っている。

「各会派の所属議員数に概ね比例して選出する」というのは、会派に所属しなければ委員として選出されないというルールではなかったはずで、かつては会派に所属しない議員も人数割で選出されていた。現状の文章のまま改正しない方がよい。

(副委員長) これまでは現状の文章で問題なく進めてこれたが、今年5月の議会人事の直後に問題が起こったことにより、ルールをきちんと決めて明確な表現にするべきだという意見が多かったため、見直しをしているのである。現状の文章で問題なく進められるなら、改正の必要はない。

(委員長) 今年6月の委員会ではなかじま委員から、本委員会で扱ってほしい課題として「申合せ事項及び運営上の先例集」の解釈や運用基準の明確化、紳士協定の明文化が挙げられ、今回、改正案を提示したものである。副委員長の発言のとおり、現状の申合せで進めてきたことが、新たに問題が起こったために表現の明確化が必要であるという意見が多く、見直しに至っている。議会の運営に関わることであり、この場ですぐに多数決という形で決めても運用していけないと考えるので、再度会派に持ち帰って整理していただき、譲歩できるような表現があれば、次回の委員会で提案してほしい。

(わたなべ委員外議員)

次回は、本日の内容をベースに話し合うということでよい。

(委員長) そのとおりである。全員打合せ会で、私から全議員に本日の内容を共有することとする。

3 その他

(委員長) 次回は令和7年11月19日（水）午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。